

令和7年度 真庭市立北房中学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

いじめの積極的な認知を行っており、ここ数年間10件程度のいじめを認知している。内容は軽はずみな言動で友達をからかったり、嫌がらせをしたりした事案や、相手の言動に腹を立て仕返しで暴力を振った事案、コミュニケーションが不十分のため相手の気持ちが理解できずに傷つける言動をした事案などがほとんどである。日頃より生徒の様子を丁寧に見取ることで、早期発見、早期対応、被害者へ寄り添い解消までの継続した対応を行う必要がある。また、これらのいじめは相手の立場を想像したり、理解しようとしたりする気持ちが乏しいために起こるものと考えられるので、日々の生活中で友達と協力したり、目標に向かってみんなで力を合わせたりするような活動を積極的に取り入れていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、各学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために各学期にいじめに特化したアンケートを実施し、教育相談週間での資料にするとともに、教師の振り返りを行い、得られた情報の共有を図る。

<重点となる取組>

- ・生徒の成長・発達段階において、適切な資料等を用いてより一層の人権意識の高揚を図ることに努める。
- ・未然防止と早期発見を心がけ、ささいなトラブルもいじめとして対応し、丁寧で迅速な初期対応を行う。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・PTA総会等で、学校のいじめ問題の実態や取組について説明し、保護者の理解を得る。
- ・SNS利用の正しい使い方等についてのPTA対象の研修会を計画し、啓発を行う。
- ・学校運営協議会でいじめ問題の取組と実態について説明し、理解と協力を求める。
- ・いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等を紹介し、活用を促す。

学 校

不登校・いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
 - ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証、修正、および発生したいじめ事案への対応
- <対策委員会の開催時期>
 - ・年3回程度開催(学期ごと)
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
 - ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼で伝達。
- <構成メンバー>
 - ・校外
 - 学校運営協議会、PTA役員、保健師、スクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー 等
 - ・校内
 - 校長、教頭、生徒指導主事、担任、養護教諭等

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・市教育委員会
- <連携の内容>
- ・保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣
- <学校側の窓口>
- ・教頭
- <連携機関名>
- ・希望ヶ丘ホスピタル
- ・百合病院
- ・向陽台病院
- ・津山児童相談所
- ・真庭地域生活支援センター
- ・発達発育支援センター
- <連携の内容>
- ・定期的な情報交換
- <学校側の窓口>
- ・生徒指導主事

学校が実施する取組

(安心・安全な学校生活の実現)

- ・生徒の人権意識の高揚を図り、周囲と協調し、落ち着いた学校生活が送れるよう促す。
- ・発達段階に応じて、自己の感情をコントロールする方法を学ばせ、自己を客観的に見つめ直すことができるよう支援する。(集団づくり)
- ・各学年、各学級での係活動への参加や、学校行事等への取組を通じて、達成感や成就感を味わうことで自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。
- (授業規律の確立とわかる授業の実施)
 - ・チャイム着席や授業前後の気持ちのよい挨拶を継続して行う。
 - ・教師一人一人が表現し、思考する授業の実施を目指して授業改善に取り組むとともに、職員研修を充実させ、授業力の向上を図る。(連携)
 - ・土曜公開参観日、懇談、学校行事等を通じ学校と家庭・地域との連携を密にすることで未然防止に向けた協力関係を強化する。
 - ・北房小学校、学校運営協議会、警察等関係諸機関と連携を深め、情報の収集と共有に努め、併せて教職員の研修等にも生かす。

(実態把握に向けて)

- ・生徒の実態把握のために、いじめアンケートを年3回実施する。全員年3回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
- ② (情報共有)
 - ・生活ノートの細かいチェックや、校内の点検等で生徒の心の変化や、環境の変化を見逃さないように努める。
 - ・早期発見・早期対応ができるよう、情報の「報告・連絡・相談」体制を徹底する。
 - ・毎朝の職員朝礼で、生徒に関する情報共有の時間を確保する。
- (相談体制の確立)
 - ・相談室の活用方法について、生徒はもちろん保護者からの相談にも対応できるよう周知をする。
- (家庭への啓発)
 - ・日々生徒への丁寧な声かけを行い、担任を中心に週1度以上全ての生徒とコミュニケーションをとり、実態把握に努める。

(いじめの有無の確認)

- ・本校生徒がいじめを受けていたとの連絡を受けた場合や、その可能性が明らかになったときは、人権等に配慮しながら速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ (いじめへの組織的対応の検討)
 - ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
 - ・必要に応じて、関係機関との適切な連携、支援を要請する。
- (いじめられた生徒への支援)
 - ・いじめがあつたことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。
 - (いじめた生徒への指導)
 - ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健やかな成長と健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
 - (事後の対応)
 - ・教育委員会を始め、関係機関への報告・連絡・相談に努め、併せて事後の経過観察を行い継続して情報の共有に努める。